



2025 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社池田泉州ホールディングス
代表者名 取締役社長兼CEO 鶴川 淳
(コード番号 8714 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員企画総務部長 永井 一生
(TEL 06-4802-0013)

従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度」（以下「本制度」といいます。）に基づき、下記のとおり、池田泉州銀行従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 10 月 31 日
(2) 処分する株式の種類 及 び 数	当社普通株式 159,768 株（注1）
(3) 処 分 価 額	1 株につき 470 円（注2）
(4) 処 分 総 額	75,090,960 円（本日現在の見込額であり、上記（3）の処分価額に 上記（2）の処分する株式の数を乗じた額とします。）
(5) 処 分 方 法 （ 割 当 予 定 先 ）	第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがされることを条件として、上記（2）に記載の処分する株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を本持株会に対して割り当てます（当該割り当てた数が処分する株式の数となります。）。 （池田泉州銀行従業員持株会 159,768 株） なお、各対象従業員（以下に定義します。）からの付与株式数の一部申し込みは受け付けないものとします。
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

（注1）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社子会社の従業員3,804名全員に対して、1名当たり2万円を上限としたものに本株式の処分に係る取締役会決議の直前取引日（2025年5月9日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の取引所終値である470円で除し算出された1名当たり付与株式数（1株未満切り捨て）に本制度の適用対象となり得る最大人数である当社子会社の従業員3,804名を乗じた株数で処分さ

れたと仮定した場合の現時点の見込数であり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後の、本制度に同意する当社子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）の数（最大3,804名）及び対象従業員1名当たり付与株式数に応じて確定します。実際の処分する株式の数につきましては、本株式の処分に係る取締役会決議の直前取引日（2025年5月9日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の取引所終値である470円と2025年5月19日（以下「条件決定日」といいます。）の直前取引日（2025年5月16日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の取引所終値のいずれか高い方の終値を使用し、上記算定式に当てはめ、算出した数となります（当日に終値が付かなかった場合は、1営業日毎に遡った営業日の終値とします。）。具体的には、上記（5）に記載のとおり、本持株会が定めた申込み株式の数が「処分する株式の数」となり、当該数に1株当たりの処分価額を乗じた額が「処分総額」となります。なお、当社の子会社は、各対象従業員に対して一律に金銭債権（1名当たり付与株式数に処分価額を乗じた金額）を支給し、当社は、本持株会を通じて各対象従業員に対して一律に上記の方法により決定される1名当たり付与株式数を割り当てます。

（注2）2025年5月9日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を基準として算出した処分価額を基に見込額を記載しております。なお、当社は、本日、「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」を公表していることなどから、当該公表に伴う株価への影響を織り込み、また、既存株主の利益に配慮するため、条件決定日に、（i）2025年5月9日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である470円と（ii）条件決定日の直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を比較し、高い方の金額を譲渡制限付株式の処分価額として決定いたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、本持株会に加入する当社子会社の従業員のうち、対象従業員に対し、対象従業員の福利厚生増進策として、本持株会を通じて、当社が処分する当社普通株式を譲渡制限付株式として取得させる機会を創出することによって、対象従業員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象従業員に与えるとともに、対象従業員が当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的とした本制度を導入することを決議しました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度においては、当社子会社から対象従業員に対し、1名につき42株を譲渡制限付株式として付与するための特別奨励金として、金銭債権（以下「本特別奨励金」といいます。）が支給され、対象従業員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象従業員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

当社及び本持株会は、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、①一定期間、割当てを受けた株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること（以下「譲渡制限」といいます。）、②一定の事由が生じた場合には割当てを受けた株式を当社が無償取得することなどをその内容に含む、譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。また、対象従業員に対する本特別奨励金の支給は、当社と本持株会との間において譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件として行われることとなります。

なお、対象従業員は、譲渡制限が解除されるまでの間、本持株会に係る持株会規約及び持株会運営細則等（以下「本持株会規約等」といいます。）（注）に基づき、本持株会に拠出した金銭債権に応じて対象従業員が保有することとなる譲渡制限付株式に係る対象従業員の有する会員持分（以下「譲渡制限付株式持分」又は「RS持分」といいます。）について、引き出すことを制限されることとなります。

（注）本持株会は、本自己株式処分に係る取締役会決議後速やかに開催される本持株会の理事会におい

て、本自己株式処分を受けるに先立って、本制度に対応した、本持株会規約等の改定を決議予定であり、当該改定は、当該理事会決議後の本持株会規約等に基づく本持株会の会員への通知発信後 2 週間を経過し、かつ、本持株会の会員からの異議が本持株会の会員数の 3 分の 1 未満の場合に効力が発生する予定です。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である本持株会が対象従業員から提出された本特別奨励金の全部を現物出資財産として払い込むことで、本持株会に対して、当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）を処分することとなります。本自己株式処分において、当社と本持株会との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記「3. 本割当契約の概要」のとおりです。本自己株式処分における処分株式数は、上記 1. の（注 1）に記載のとおり後日確定しますが、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社の子会社の従業員 3,804 名の全員が本持株会に加入し、本制度に同意した場合には 42 株を予定しています。かかる処分株式数を前提とした場合、本自己株式処分における株式の希薄化規模は、2025 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 281,008,632 株に対し 0.06%（小数点以下第 3 位を四捨五入しています。割合の計算において以下同じです。）であり、2025 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 2,777,059 個に対し 0.06%です。

本制度の導入は、対象従業員の福利厚生増進策として、本持株会を通じて、当社が発行又は処分する当社普通株式を譲渡制限付株式として取得させる機会を創出することによって、対象従業員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象従業員に与えるとともに、対象従業員が当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的とするものであり、当社グループの企業価値の増大に寄与するものと考えており、本自己株式処分における処分株式数及び株式の希薄化規模は合理的であり、また、その希薄化規模を踏まえても市場への影響は軽微であると判断しています。

なお、本自己株式処分は、本自己株式処分に係る処分期日の前日までに改定された本持株会規約等の効力が発生し、かつ、これが有効に存続していること、及び所定の期間内に当社と本持株会との間で本割当契約が締結されることを条件として実施されます。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間

2025年10月31日から2028年10月30日まで

（2）譲渡制限の解除条件

対象従業員が譲渡制限期間中、継続して、本持株会の会員であったことを条件として、当該条件を充足した対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点で、譲渡制限を解除する。

（3）本持株会を退会した場合の取扱い

対象従業員が、譲渡制限期間中に、会社都合により、本持株会を退会する場合（会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味し、死亡による退会も含む。）には、当社は、本持株会が対象従業員の退会申請を受け付けた日（会員資格を喪失した場合には当該資格を喪失した日（死亡による退会の場合には死亡した日）とし、以下「退会申請受付日」という。）において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除する。

（4）非居住者となる場合の取扱い

対象従業員が、譲渡制限期間中に、海外転勤等により、非居住者に該当することとなる旨の当社又は当社子会社の決定が行われた場合には、当該決定が行われた日（以下「海外転勤等決定日」という。）における当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、海外転勤等決定日をもって譲渡制限を解除する。

（5）当社による無償取得

対象従業員が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の

事由に該当した場合、当社は、当該時点において当該対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に
応じた数の本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満
了時点又は上記（３）若しくは（４）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除され
ない本割当株式について、当然に無償で取得する。

（６）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよ
う、譲渡制限期間中は、本持株会が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。また、
本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、譲渡制限付株式持分について、対象従業員の有する
それ以外の会員持分（以下「通常持分」という。）と分別して登録し、管理する。

（７）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又
は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関
して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場
合には、取締役会の決議により、当該承認の日において本持株会の保有に係る本割当株式のうち、
対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、組織再編等効
力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。

４．処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、本日開催の当社取締役会にて自己株式取得に係る
事項等を決議しておりますことから、当該公表に伴う株価への影響を織り込み、また、既存株主の利益に
配慮するため、(i) 2025 年 5 月 9 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場にお
ける当社普通株式の終値である 470 円と (ii) 条件決定日の直前取引日の東京証券取引所プライム市場
における当社普通株式の終値を比較し、高い方の金額としております（当日に終値が付かなかった場合
は、1 営業日毎に遡った営業日の終値とします。）。これは、当社の企業価値を適切に反映した合理的な金
額の決定方法であって、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

なお、この処分価額の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小
数点以下第 3 位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1 ヶ月（2025 年 4 月 10 日～2025 年 5 月 9 日）	439 円	7.06%
3 ヶ月（2025 年 2 月 10 日～2025 年 5 月 9 日）	424 円	10.85%
6 ヶ月（2024 年 11 月 11 日～2025 年 5 月 9 日）	409 円	14.91%

本日開催の取締役会に出席した監査役 4 名全員（うち社外監査役 2 名）は、上記処分価額について、本
自己株式処分が本制度の導入を目的としていること、及び処分価額が (i) 取締役会決議日の前営業日の
東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値と (ii) 条件決定日の直前取引日の東京証券
取引所プライム市場における当社普通株式の終値を比較し、高い方の金額であることに鑑み、割当予定
先である本持株会に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を表明しています。

５．企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことか
ら、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立した第三者からの意見入手及び株
主の意思確認手続は要しません。

【本制度の仕組み】

-
- ①特別奨励金(金銭債権)
- 発行会社の子会社
- 発行会社
- 奨励金(金銭)
- ③払込み(金銭債権)
- ④RSの割当
- 譲渡制限付株式割当契約
- 株式買付け
- 株式市場
- 従業員持株会(理事長)
- RS持分
- 通常持分
- 野村證券
- 金銭債権
- 会社株式(RS)
- ⑤引き出し不可
- ⑥譲渡制限の解除
- 会社株式
- 金銭
- 引出し
- 抛入(金銭)
- 従業員持株会会員(対象従業員)
- ②抛入(金銭債権)

5